

事 務 連 絡  
令和 8 年（2026 年） 8 月 18 日

市内生活介護事業所 管理者 様

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課

市単独の送迎加算の算定要件について（通知）

日頃より本市の障害福祉行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

本市より令和 8 年 6 月 16 日付の事務連絡でお伝えした送迎加算の算定要件について、補足があり、ご連絡しました。

通知文の中で、「前年度の国の送迎加算利用者の割合が 70%以上の場合（送迎加算Ⅰ）については、送迎の実施 1 回（片道）につき 570 円」とありますが、令和 8 年度に限り、前 3 か月連続して、国の送迎加算利用者の割合が 70%以上の場合についても、送迎加算Ⅰ（570 円）の算定を認めることとしました。

例えば、令和 8 年 5 月から 7 月まで 3 か月間連続して、国の送迎加算利用者の割合が 70%以上の場合は、令和 8 年 8 月提供分から送迎加算Ⅰ（570 円）の算定が可能です。なお、申請月からの適用となりますので、ご注意ください。また、ご不明な点がございましたら、担当までご連絡ください。

【事務担当】

障害福祉課 給付・施設担当  
電話 046-822-9488